

第3回県南東部・西部及び県北交通圏タクシー準特定地域協議会議事録

1 開催日時

平成29年6月26日（月） 午後2時00分～同3時00分までの間

2 開催場所

さいたま共済会館 6階会議室

3 出席者

別紙 第3回各交通圏準特定地域協議会委員出席者名簿の通り

4 開会及び配布資料の確認等

尾崎協議会会長が議事進行の前に、事務局（高原専務理事）が進行を担当し、配布資料の説明・確認後、各構成員については出席者名簿と配席図をもって紹介とした。

また、各3交通圏とも構成員の過半数が出席し、協議会が有効に成立していることや欠席者から委任状をいただいていることのほか、参考人として埼玉運輸支局の担当官が出席していることを報告した。

5 尾崎会長挨拶要旨

前回は平成27年5月8日、4交通圏合同で第2回目の開催をし、各協議会設置要綱と地域計画の一部改正を承認していただいた。その間、県南中央交通圏が、平成28年7月1日付けで3年間特定地域に指定された。

東部、西部、県北の3交通圏は、本年1月26日に準特定地域に再指定された。協議会は定期的に開催されることになっていることからも、今回のフォローアップ会議開催の運びとなった。

タクシー事業の適正化、活性化に推進について、忌憚のない意見をいただきタクシーが地域公共交通としての機能を十分発揮できる様、取り組みを進めて行く必要がある。

5 議事

以後、協議会設置要綱に基づき、尾崎会長が議長となり議事進行した。

（1）第1議案「活性化事業に係る調査結果について」

尾崎会長の指示により、事務局が、資料1「活性化事業に係る調査の結果について」と並んで配布した「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に係るフォローアップについて」の通達資料に基づいて説明した。

続いて尾崎会長が、埼玉運輸局の担当官に補足説明を求めた。

[飯塚首席運輸企画専門官] 説明要旨（「通達資料」についての説明）

平成26年のタクシー特措法改正時の付則で「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」こととされている。更に、衆参両院の附帯決議では「施行の状況や効果について、3年毎に総合的に検証を行い。その結果を両院に報告することとされている。

このため、協議会において作成される地域計画やそれに基づく事業者計画・活性化事業計画について、地域指定の効果についてフォローアップを行い地域事業者ごとの

適正化・活性化の取組み状況を定期的に把握・分析すること等を通じてタクシーの安全性・利便性の一層の向上を図るものである。

それらを踏まえて発出されたのがこの通達、協議会では、項目2「活性化事業について」(1)の「評価指標」にある調査項目①から⑨について、(2)の「計画的な活性化の促進」にある目標値について検討のうえ報告をお願いする。

新たな目標の設定につきましては、利用者アンケート等を活用し、利用者の満足度を踏まえるなどの検討をすることとされており、協議会の開催により、報告することとなっていることから、引き続き議論をお願いする。

尾崎会長が、各委員に対して意見を求めた。

[委員からの意見]

- UDタクシーの導入車両数が県南東部交通圏は2台であるのに対し、県南西部交通圏は導入が進んでいる。当市としても高齢化の進展や免許返納者の増加等でUD車両 増加のための補助も検討している。導入が進んでいない事情等について伺いたい。

(質問内容中、自治体が特定出来る内容や他自治体との比較部分については一部省略した。)

[事務局説明]

現行上、UDタクシー車両認定されている車両は日産のNV200だけで、選定車両自体が少ないとから導入が進んでいない。今秋には、トヨタジャパンタクシーの発売が開始される。地方自治体からの補助が要求通り整えば、導入促進が図られる。

(2) 議案2「準特定地域協議会の設置要綱の一部改正について」

尾崎会長の指示により、事務局が、県南東部交通圏、県南西部交通圏及び県北交通圏の協議会設置要綱の改正点について説明をした。

【要綱改正に対する採決結果】

尾崎会長が、各交通圏毎に採決することとし、「承認しない方の挙手」を求めたところ3交通圏共も挙手者が無かった。

[事務局説明]

事務局から、欠席委員に対して事前に資料を送付しているが、意見等は無かったが委任状を受けていることから、各交通圏協議会設置要綱第5条10項3号に規定する要件を満たしている旨の説明をした。

[尾崎会長]

尾崎会長が、各交通圏の準特定地域協議会設置要綱の一部改正について、委員の皆様から承認を得たことから、本日付で改正することを宣言した。

(3) 議案3「適正化・活性化に係る取組について」

尾崎会長の指示により、事務局が資料3「タクシー事業の適正化及び活性化の取組み状況について」に基づき報告した。

[委員からの意見]

- 通達には、労働環境の改善に向けた取り組みとか、運転者の負担を解消すると記載されているが、今回の資料にはその様なことが一切書かれてない。今後その様な資料を提示する用意はあるのか。乗務員の賃金が下がっている。是非埼玉県の協会として、労働環境改善のための資料等を示してほしい。

[事務局説明]

- 過去の協議会では資料を提示している。今後の協議会でも提供していきたい。

(4) その他

尾崎会長が、協議会全般に対する意見を求めた。

[委員からの意見]

- 衆参両院の付帯決議にあるように、累進歩合制の廃止や運転手負担の軽減等が盛り込まれているが、未だにクレジット機能やカーナビ設置の車両に対して乗務員から手数料を徴収する事業者がいる。この点のは正について協会の皆様の協力をお願いしたい。
- 労働環境の件、資料3によると、東部、西部、県北とも減車や運転者不足があるとは思いが、日車営収が少しづつは上がっていと見受けられる。
(他に意見等なかったことから、最後に小谷事務局長が挨拶をした。)

[小谷事務局長挨拶要旨]

今後の高齢化社会に向け、利便性のあるタクシーに対して、各自治体の皆様、地域のタクシー事業者に色々相談をして下さい。デマンドもありチケットあり公共交通として小回りの利くタクシーの活用をよろしくお願い致します。

以上で閉会とした。